

報告第 4 号

専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定による昭和 60 年 3 月 28 日寒川町議会議決に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 8 月 27 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された町の義務に属する損害賠償について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

町は、次のとおり損害を賠償するものとする。

1 賠償金額 75,900 円

2 賠償の相手方



3 賠償の理由 令和元年 9 月 9 日未明、台風 15 号に伴う強風により旧目久尻川ふるさと緑道の樹木が倒れ、当該緑道に近接する住宅のフェンスを破損したため、その損害を賠償するものとする。

令和 2 年 8 月 21 日

寒川町長 木 村 俊 雄